

葉袋秀樹
（筑波大学名誉教授）

【要旨】

1973年に社会教育審議会社会教育施設分科会で「公立図書館の設置及び運営に関する基準（案）」が承認されたが、大臣告示されなかった。本研究の目的はこの基準案の規定・数値目標の特徴を明らかにすることである。関連文献を調査した結果、次の点が明らかになった。第一に、基準案は効力に欠けるため、大臣告示が求められている、第二に、図書館職員の現状に様々な問題があることが指摘されており、改善のための取り組みが必要である、第三に、市立図書館の数値目標は、人口比例のため、大都市ほど実態との差が大きく、都道府県立図書館と町村立図書館の数値目標は、人口段階別の配慮が見られず、実態との差が大きいため、数値目標が高すぎるという意見は妥当と考えられる、第四に、数値目標の根拠の必要性、貸出冊数等の数値による評価方法への疑問が指摘されている、第五に、基準案に関する議論が不足している。

1. 研究の目的と方法

1.1 研究の背景

社会教育施設である公民館、図書館、博物館については、その健全な発達を図るために、設置及び運営に関する基準を定めることが法律で定められている。図書館については、1950年に制定された図書館法の第18条で、「文部大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対し示すものとする」ことが規定されている。

1972年9月、社会教育審議会（以下、「社教審」という）社会教育施設分科会図書館部会は、「公立図書館の設置及び運営に関する基準（案）」を分科会長に報告した。この基準案は、文部省による整理を経て分科会で承認され、社教審総会では条件付きで承認されたが、大臣告示されなかった（以下、部会の案を「部会案」、分科会で承認された案を「1973基準案」という）。

1990年代に、一部の図書館関係者は部会案の冒頭の「基本的態勢」の項目を高く評価しているが、部会案と1973基準案の規定・数値目標の検討は行っていない¹⁾。他方、文部省生涯学習局銭谷眞美学習情報課長は、1973基準案の数値目標は「当時の状況ではかけ離れていた」と述べているが、その根拠には言及していない²⁾。葉袋秀樹（元筑波大学）は、2016年に、1973基準案の規定・数値目標の検討過程について論じているが、規定・数値目標の内容は検討していない³⁾。したがって、1973基準案の規定・数値目標の内容はどのようなものであったのか、数値目標が当時の実態とかけ離れていたのかを検討する必要がある。

1.2 研究の目的と方法

本研究の目的は、1973基準案の規定・数値目標の特徴を明らかにすることである。研究方法としては文献研究を用いた。関連文献を網羅的に収集し、次の2つの研究課題を設定

した。1973 基準案の規定・数値目標について、①その後どのような議論が行われたか、②それ以前の議論や 1967 年の「公立図書館の設置および運営の基準案」（以下、「1967 基準案」という）⁴⁾と比較して、内容にはどのような特徴があるか。後者では、実際の数値目標を当時の実態と比較した。なお、分館の配置と館数は、海外の基準や都道府県の図書館政策と関連するため、今後、改めて詳しく論じる。

前川恒雄（社会教育施設分科会委員、日野市立図書館長）⁵⁾⁶⁾⁷⁾、裏田武夫（図書館部会長、東京大学教育学部教授）⁸⁾、全国公共図書館協議会（全公図）北日本地区委員会⁹⁾、浪江虔（日本図書館協会常務理事、私立鶴川図書館）¹⁰⁾¹¹⁾、多田克之（高松市立図書館）¹²⁾¹³⁾、葉袋秀樹（図書館情報大学助教授）¹⁴⁾等による文献がある。森耕一（大阪市立図書館、後に京都大学教育学部教授）は、英米の基準と 1967 基準案を比較し（1969）、部会案の概要を紹介し（1976）（1980）、部会案と日本の公共図書館の現状の数値に言及している¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾。その特徴は、市町村立図書館を対象とする定量的評価を論じていることである。当時の公共図書館の状況に関する資料には日本図書館協会（日図協）の「公共図書館振興のための当面の諸方策案」（1971 年 6 月）²¹⁾がある（以下、「方策案」という）。関係者の氏名には発表当時の所属等を付記した。1971 年の公共図書館に関するデータは、1971 年 3 月 31 日現在のものである²²⁾。

2. 1973 基準案に関する議論の内容

2.1 文部省と社会教育審議会

1973 基準案には二つの反対意見があった。一つは、1973 年 7 月の社教審総会における刀祢館正也委員（西宮市教育長）の「主として数値が高すぎる」²³⁾という意見である。他の一つは、同じ 7 月の都道府県教育長協議会第 2 部会（社会教育担当）における、人口の少ない村には町村立図書館の数値目標が高すぎるという複数の意見である²⁴⁾。いずれも、具体的な内容は示されていない。

2.2 日本図書館協会

日図協の機関誌『図書館雑誌』には、社教審総会終了後の 1973 年 10 月に前川の最初の報告が掲載されているが、検討過程の報告、文部省担当者の報告、基準案の分析等の記事は掲載されていない。裏田の報告は 1974 年 3-4 月に他の雑誌に掲載されており、前川のもう一つの報告は 1988 年に自著の単行書に発表されている。

1973 年 10 月の全国図書館大会では、「第 1 部会公共図書館」「第 12 部会図書館員の問題研究」「全体会議」で若干の議論が行われ、1973 基準案の速やかな公示を求める意見と、部会案からの後退を指摘し、住民・図書館職員の要望の反映を求める意見があり、速やかな公示を要望することになったが、基準案の内容の詳しい分析は行われていない²⁵⁾。

1974 年 5 月の理事会では、基準案における職員定数へのこだわりに対する疑問が出され、評議員会では、全公図による基準案の内容の検討を参考に、内容の検討の必要性を示唆する発言があるが、叶澤清介事務局長は、内容に対する疑問には触れず、速やかな公示について文部省と協議していると答えている²⁶⁾。

2.3 全公図北日本地区委員会による研究討議

(1) 研究討議の結果

この項目では、報告書の記述内容を要約して示す。

① 図書館施設

市町村立図書館の施設については、「施設の規模は人口規模、分館数、その他を勘案して定めるものとする」という単なる文章表現にとどまっているが、段階別の数値が必要と考えられる。このうちの「分館数」は、本館設置前に分館を設置する市町村は希少であること等から、当を得ないものと考えられる。その他の勘案事項として、一般的に、次の事項が考えられる。「a 当該市町村の財政力（設置者の図書館建設または運営に関する熱意）
b 施設の立地条件（交通、環境を含む） c 図書館運営の構想（読書普及を含む）
d 職員の奉仕能力（職員数）」

都道府県立図書館の施設の規模は、市町村立図書館の整備状況と都道府県立図書館が行う第18、19条の業務等を勘案して決めるとある。前者については、現在の設置率は約20%のため、これを根拠の一つとすることには問題がある。県立図書館の機能を果たすための最低規模が必要であり、今後の市町村立図書館のあるべき姿を展望し、それに対応する県立図書館の規模を設定すべきである。後者については、この2条のみを引用していることは当を得ない。その他の勘案事項等については、同様に統一見解が必要であり、面積規模も具体的に触れられていない。

施設規模の数値は、その数値を上回る施設や職員を有する図書館では、不都合な問題が生ずる恐れのあること等も考慮して省いているが、図書館の充実と振興には一定の基準が不可欠であり、今後検討が必要である。

② 図書館職員

政令指定都市を除く市立図書館については、人口7,500人に司書・司書補1人以上という人口比例の数値が一応示されているが、町村立図書館には4人以上、都道府県立図書館には50人以上という根拠の明らかでない数値が示されているのみである。これでは、各地方公共団体における職員数決定の指針とはならず、理事者や財政当局に対して説得力を欠く等の理由から、職員数に対する明確な根拠と統一見解が必要である。

都道府県立図書館については、地方交付税の積算根拠である標準団体（人口170万）を対象に、専門的職員は人口35,000人に1人を基準とし、50人（司書25人、司書補25人）、その他の職員は25人を定めている（司書、司書補、一般事務職員1/3ずつ）。標準団体以外の都道府県には職員数が明示されていないので、基準案か取扱要項等で人口段階別の職員数の基準を掲げなければならない。

市町村立図書館については、標準団体を考慮していない。都道府県立図書館と同様の問題があるので、人口段階別や人口密度などを考慮した何らかの基準が必要である。

③ 公示

上記の点は、今後、取扱要項の制定等によって補うことを要望し、差しあたり、この基準案の早期公示を要望する。

(2) 要望の特徴

施設の数値目標が省略されていることに対して、「図書館の充実と振興には一定の基準が不可欠である」ことを指摘し、根拠が明らかでない数値目標に対して、「明確な根拠と統一見解」を求めている。「当該市町村の財政力」や「施設の立地条件」等の各地方公共団体

の事情の考慮も求めている。人口比例の数値に対しても、「一応の」という評価であるため、より明確な根拠を求めていると考えられる。これらの点の改善を求めつつも、早期公示を求めている。1973 基準案と前川の記事では、市立図書館から政令指定都市が除かれていること、都道府県立図書館の数値目標が標準団体を対象としていることは示されていない。

2.4 全公図以外の議論

(1) 英米の基準との比較

森は日本と英米の基準の数値目標を比較している。1973 基準案では、年間受入冊数が人口 1000 人当たり 125 冊、職員数も 5000 人に 1 人（司書・司書補が 7500 人に 1 人、その他の職員がその 2 分の 1）で、英国の基準では、年間受入冊数が人口 1000 人当たり 250 冊、職員数も 2500 人に 1 人であるため、年間受入冊数と職員数は英国の基準の 2 分の 1 であることを指摘している（1969）。英国の基準は、職員数に関して参考にされており^{3) 9)}、『市民の図書館』の説明²⁷⁾から、受入冊数についても参考にされていると考えられる。

(2) 基準案の行政上の有効性

多田は、1973 基準案の行政上の有効性について、「館界内部における比較参考資料にはなり得ても図書館の現場における予算や職員などの獲得材料にはなし得ないものである」、近い将来公示される見通しがあるならともかく、そうでない以上、「“案” つきの状態では何ら説得力も迫力も有さないのである」と述べている（1979）。

(3) 都道府県立図書館の蔵書冊数と受入図書冊数

薬袋は、1990 年に、蔵書 30 万冊、増加冊数年間 2 万 5000 冊（ほかに複本 5000 冊）であれば、保存期間は 12 年にとどまるため、年間増加（収集）冊数 3 万冊以上と蔵書冊数 30 万冊以上との間に整合性がないことを指摘している。

2.5 図書館評価への活用に関する議論

部会案の数値目標を用いて、公共図書館の比較・評価が行われている。

(1) 貸出冊数と購入冊数

森は、部会案を日本の到達状況と比較して、貸出冊数が少ないこと、図書費が重要であること（1980）、貸出冊数と購入冊数の相関が強いこと（1977、1979）を指摘するほか、数値目標を海外と比較し、1 人当たり 2 冊の貸出は少なすぎ（1980）、登録率を 15% とするならば、1 人当たり 3 冊とすべきである（1977、1979）と主張している。

1979 年には、量的基準と質的基準に関して、「質を論ずる前に、一定の量的水準を達成することが先決である」、「量の増大が質的变化をもたらす」、量的基準は「理解しやすく、簡潔に論じやすい」ことを理由に「もっぱら量的基準をとりあげること」を選択している。

(2) 二つの数値によるクラス分け

浪江は、部会案の数値目標のうち、「最も重要な二つの数値」である年間貸出冊数と年間増加冊数を取り上げ、その両方または片方の実績が基準案の数値を超える市町村立図書館を抽出している（1977）。多田の批判に対しては、他の活動を軽視していいとは考えていないが、二つの数値は最も緊急性と必要性が高いと述べている。しかし、緊急性と必要性の内容は解説していない（1980）。

(3) 貸出冊数重視への疑問

多田は、浪江に対して、数値による比較のみによって図書館を評価する方法は少々危険

ではないか、貸出冊数が多くても、全域サービスが行われているとは限らず、進んだ図書館とはいえない、出版活動・集会活動は、図書館の本来の機能とは無関係で、評価の対象とする必要はないのか、という疑問を示している（1978）。

2.6 議論の特徴

(1) 基準に対する要望

北日本地区委員会による検討は、貴重な取り組みで、基準案の問題点を明確に指摘している。県立図書館長等による討議の結果として重要であるが、図書館資料については検討していない。この記事は「図書館法関係文献目録」²⁸⁾に収録されているが、これまで他の文献で紹介・引用されておらず、知られていない。

市町村立図書館では、施設と職員について人口段階別の数値を求め、都道府県立図書館では、市町村立図書館に対応する県立図書館としての機能を果たすための施設の規模の数値、図書館職員の人口段階別の数値を求めている。職員に関しては、数値目標の明確な根拠、人口段階別ないし人口密度に応じた基準を求めている。これは、根拠を示さずに全国一律の数値目標を示し、施設の数値目標を省略した基準案に対する批判を意味する。実施要項の作成による対応が提案されているが、具体的内容は示されていないため、今後、検討が必要である。市立図書館から政令指定都市が除かれていること、都道府県立図書館の数値目標が標準団体に関するものであることを明らかにしているのはこの資料のみである。これらの点が基準案に記載されていないのは不可解である。

(2) 数値目標の根拠の必要性

北日本地区委員会は、地方公共団体における図書館新設の際の「職員数決定の指針」、「理事者や財政当局に対する数値の説明」における「説得力」を重視し、「専門的職員数に対する明確な根拠と統一見解をもつべきものと考え」と述べている。数値目標だけでなく、明確な根拠を示すことを求めている。このためには、数値目標の持つ意味と目標値の決定方法の検討が必要である。

(3) 基準の公示の必要性

多田は、案では「説得力も迫力」もないため、公示に向けての努力を強く望んでいる。北日本地区委員会も、内容に要望はあっても、公示を強く求めている。

(4) 図書館評価のための活用

森と浪江は、個別にはあるが、部会案の増加冊数と貸出冊数の数値目標を用いて、日本の公共図書館を評価し、資料費の増加による貸出冊数の増加を追求しているが、基本的に部会案に関する議論であり、資料費と貸出冊数以外については論じていない。

(5) 日本図書館協会の取り組み

『図書館雑誌』では、検討過程の報告や基準案の規定・数値目標の検討は行われず、北日本地区委員会による研究も紹介されていない。十分な議論が行われているとはいえない。図書館部会の関係者は詳しい報告を行うべきである。

3. 1973 基準案の規定・数値目標の内容

ここでは、後に重要な問題となる図書館職員と数値目標の考え方に着目する。

3.1 図書館職員

(1) 図書館長

部会案には図書館長に関する規定がない。1973 基準案も同様であり、1967 基準案も同様であった。当時は、図書館法第 13 条第 3 項で、国庫補助金を受ける図書館の館長が司書資格を持つことが必要であることが規定されていたが、日図協の「方策案」では、「図書館長のポストは、行政機構上の部課長のポストの一つでしかなく、図書館の専門家でない館長が、単なる人事のやりくりで任命されてきた。図書館長は図書館という専門の働らきの責任者であることが忘れられ、あるいは否定されてきている」と書かれている。現状との開きが大きく、図書館長に司書資格を求めるには至らなかったことが考えられる。

(2) 専門職制度

部会案には「専門職制度を確立し」の文言が見られるが、1973 基準案では「司書及び司書補を置くものとする」と規定されており、1967 基準案もほぼ同様であった。両者の趣旨の相違については論じられていない。1972 年以前に「専門職制度」の用語が用いられた事例には、東京都の図書館振興策『図書館政策の課題と対策』がある。司書採用が行われている都立図書館職員の「養成と教育」について、「系統だった養成、教育は全くなされていない」「その必要性は痛感されながら、理解されていない」と述べている²⁹⁾。専門職制度の条件は、司書の採用に加えて、系統的な養成・教育と考えられるが、この提案でも、具体的な対策は示されていない。「方策案」では、「職員の専門性についても、行政当局者の認識がひくく、図書館の仕事はだれにでもできる事務としかと考えられていない。専門性を認める(中略)場合でも、図書の分類・整理といった分野が」司書の仕事と考えられていると述べている。専門職制度を主張する前に解決すべき課題が多いことがわかる。

(3) 現状の改善の必要性

1972 年当時から、行政当局者の認識が低いこと、系統的な養成・教育が行われていないこと等の様々な問題があった。このような問題がある限り、基準で規定しても、実質的なものとはなりにくいと考えられる。これらの問題点を改善するために、図書館関係者の総力を挙げた問題点の分析、改善策の検討等の取り組みが必要である。

3.2 数値目標の考え方

(1) 現状把握

小林重幸(元奈良県立図書館)は、1955 年に、日本の都道府県立図書館と市立図書館の図書館費が地方公共団体の人口の平方根に比例していることを指摘している³⁰⁾。これは、人口増加に伴って図書館費の増加率が逡減することを示している。蒲池正夫(熊本県立図書館長)は、最低基準の数値目標 3 項目と公共図書館の数値(1962 年 4 月現在)の分布を比較した図を作成し、1963 年 8 月の都道府県立図書館長等の会議で発表している³¹⁾。これは、都道府県立図書館・政令指定都市と市町村に分けて人口と対比した相関グラフで、上記の傾向が見られる。小林は、これを同年秋の施設分科会で発表し、『図書館雑誌』の記事に掲載している³²⁾。前川は、1971 年に基準について論じているが、日本の公共図書館の数値の分析は行っていない。ただし、『中小都市における公共図書館の運営』では、「大きな市でも小さな市でも図書館の規模はたいした差はない」ことを指摘し、森もそれを日本の現状と認めている³³⁾。この現象を「人口増加に伴う増加率逡減」と呼ぶことにする。

(2) 市立図書館

1973 基準案の 1967 基準案に対する特徴は、市立図書館の増加冊数、職員数において、人口に対して一定比率の数値目標が定められていることである。職員は、司書・司書補、事務・技術職員を合わせて、人口 5000 人に 1 人以上、年間増加冊数は、人口 1000 人当たり 125 冊以上である。これは前川の考え方に基づくものである³⁾⁵⁾。1967 基準案では、市町村立図書館、都道府県立図書館の資料、職員、施設のすべての数値目標の項目で、人口の増加に伴う増加率が逡減している。1973 基準案では、人口の多い市ほど、基準の数値目標と現状の数値との開きが大きくなるため、自治体の財政負担が大きくなる。人口 3 万人、30 万人、40 万人台の市立図書館の事情は次のとおりである

①人口 3 万人台の市

82 市の実態の平均値は、受入冊数約 1,156 冊、職員数約 2.9 人で、この階層の平均である人口 3.5 万人の数値目標は、受入冊数 4,375 冊で、実態の 3.8 倍、職員は 7 人で 2.4 倍である。

②人口 30 万人台の市

12 市の実態の平均値は、受入冊数約 5,520 冊、職員数約 14 人で、この階層の平均である人口 35 万人の市の数値目標は、受入冊数 43,750 冊で、実態の 7.9 倍、職員数 70 名で 5.0 倍である。

③人口 40 万人台の市

6 市の実態の平均値は、受入冊数約 7564 冊、職員数約 15 人で、この階層の平均である人口 45 万人の市の数値目標は、受入冊数 56,250 冊で、実態の 7.4 倍、職員数は 90 人で 6.0 倍である。

人口 3 万人台の市、30 万人台の市、40 万人台の市では、実態に対する数値目標の比率が、受入冊数では、3.8 倍、7.9 倍、7.4 倍、職員数では、2.4 倍、5.0 倍、6.0 倍である。

(3) 町村立図書館

司書・司書補 4 人以上、事務・技術職員はその 2 分の 1、合計 6 人以上の規定は、都道府県教育長協議会における批判点の一つであった。この数値の背景には、日本の公共図書館関係者に見られる町村における小規模な図書館の設置に対する否定的な考え方がある。

『中小都市における公共図書館の運営』(1963)では、「小さな市や町村では、連合して一つの図書館を作ることが最も实际的であろう。すなわち、組合立図書館を図書館組合が経営するわけである」「人口 5 万人程度でまとまらなければならないであろう」³⁴⁾と述べている。『小図書館の運営』(1966)では、「人口 5 万人以下の都市における公共図書館は、自力だけでは地域住民に十分な図書館サービスを提供できない」と述べつつも、限界を突破して行こうとするいくつかの図書館を目標として欲しいと述べて、小図書館と都道府県立図書館の協力を提案している³⁵⁾。このように、町村立図書館にも一定の規模を求める傾向が強かった。

人口 7,500 人に司書・司書補 1 人の比率から逆算すると、司書・司書補 4 人の場合は人口 3 万人である。したがって、町村に設置を期待する図書館の規模は人口 3 万人レベルの地方公共団体の図書館と考えられる。当時、町村立図書館は、人口 1 万人未満の町村に 65 館、1 万～2 万人未満の町村に 111 館、2 万～3 万人未満の町村に 70 館あり、職員数の平均はそれぞれ約 1.35 人、1.75 人、2.16 人で、数値目標と現状との開きがきわめて大きい。

(4) 都道府県立図書館

1973 基準案では、司書とその他の職員を合わせて 75 名以上と定めている。人口規模による変化をどう捉えているのかが不明確である。薬袋は、1991 年に、この数値について、都道府県の人口規模が軽視されていることを指摘している。職員の数値目標が一定数以上である理由として、受入冊数を一定冊数以上と定めたため、運用するための職員も一定数以上必要になることが考えられる。

裏田の報告では、年間増加冊数の考え方として「わが国で出版される図書は、その主要なものすべてが少なくとも都道府県単位くらいで利用できるようにしたい」ことが挙げられているが、その根拠は示されていない。「主要なものすべて」は、数値目標と照らし合わせると、「すべての出版物」を意味する³⁾。これに対して、1967 基準案では、年間増加冊数の人口増加に伴う増加率が逡減している。

人口 150～190 万人台の県立図書館では、職員数の平均値は約 33 人だが、目標数値は 75 人で、2.3 倍、年間増加冊数は 10,342 冊だが、目標数値は 30,000 冊で、2.9 倍であり、実態との開きが大きい。当時日本最大の都道府県立図書館として計画中であった東京都立中央図書館でも、年間増加資料中の和書は、『全日本出版物総目録』により、「市販、官公庁、機関、団体等を含めた年平均出版冊数 27,500×65/100」の収集をめざしていた³⁶⁾。

(5) 地域図書館の設置

1967 基準案では、「人口 10 万以上の市にあっては、人口、人口密度、交通条件、地域の広さ、地形、公民館の設置状況等を勘案し、図書館の数を増加するものとする」ことを定めている。人口 10 万人以上の市に複数の図書館の設置を求めており、人口 10 万人を単位とする考え方で、人口に応じた図書館数を定めている³⁷⁾。

部会案では、「図書館から 1.5km」の利用圏に関する規定があったが、1973 基準案では削除された。ただし、「市町村立図書館の分館は、おおむね、人口 3 万人以下の区域の住民に対する図書館奉仕を行なうために、必要に応じて、設置するもの」の規定は残り、人口 1 万人から 3 万人までの人口段階別に施設規模を定めている。人口 1 万人規模の地域から分館を設置する考え方は同じである。前川は、1971 年に、東京都の図書館振興策における分館設置基準の変化（方針 → 第一次計画 → 実施計画（長期計画 → 当面の計画））について述べており、そのうちの「当面の計画」の市部（人口密度の低い地域）の数値とほぼ一致している。

特徴として次の 4 点がある。①前川が 1971 年に「全く新しい考え方」と述べているように新しい考え方である。②人口密度が高く財政が豊かな東京都の図書館振興策の数値と一致している。③東京都でも、計画によって数値に変化が見られる。④当時の図書館は利用しにくかったため、利用者が少なかったと考えられる点を考慮する必要がある。

4. まとめ

以上から、次の点を指摘することができる。

4.1 1973 基準案の規定・数値目標

(1) 大臣告示の重要性

北日本地区委員会は、基準案は効力に欠けるため、内容に対する批判はあっても、大臣

告示を求めている。多田も大臣告示のための努力を強く望んでいる。

(2) 現状の改善の必要性

関係資料で、行政当局者の認識の低さや図書館職員の養成の不足等の様々な問題があることが指摘されており、基準による規定を求める前に、現状の改善のための取り組みが必要と考えられる。

(3) 数値目標の問題点

第一に、市立図書館の数値目標は、人口比例のため、大都市ほど実態との差が大きくなる。北日本地区委員会も人口段階別の数値目標を求めている。この方法では大蔵省、自治省の了解を得ることは困難であろう。都道府県立図書館、町村立図書館の数値目標では、人口段階別の配慮が見られず、実態との差が大きく、考え方の根拠が示されていない。都道府県教育長協議会における主な反対理由は町村立図書館の数値目標であった。以上から、数値目標が高すぎるという指摘は妥当なものと考えられる。

第二に、北日本地区委員会は施設に関する数値目標と数値目標の明確な根拠を示すことを求めている。前者については、「不都合な問題が生ずる恐れ」は職員や資料でも起こり得るため、施設の数値目標を示さない理由にはならないと考えられる。後者については、数値目標の持つ意味と目標値の決定方法の検討が必要である。

第三に、部会案の数値目標を用いて、公共図書館の比較・評価が行われているが、貸出冊数等の数値によって評価する方法に対する疑問が指摘されている。

4.2 1973 基準案に関する議論

1973 基準案に関する議論が不足している。図書館部会の関係者による詳しい報告が必要である。日図協では、『図書館雑誌』等による報告と検討が不十分である。北日本地区委員会の検討作業は、部会の委員を助言者に招いて、実際の基準案を具体的に検討して、問題点を指摘しており、高く評価できる。

4.3 今後の課題

今後は、各基準に関する検討において関係機関が果たした役割について研究を進めたい。

注・引用文献

- 1) 拝田真紹「望ましい「望ましい基準」の一日も早い公布を」(『図書館界』43(5)、pp. 201、1992)
- 2) 「文部省訪問、学習情報課長らと懇談—望ましい基準案について意見交換」(『みんなの図書館』174、pp. 79、1991)
- 3) 葉袋秀樹「「公立図書館の設置及び運営に関する基準」(案)(1973) 検討過程の問題点」(『日本生涯教育学会論集』37、pp. 43-52、2016)
- 4) 「公立図書館設置および運営の基準案—文部省社会教育審議会施設分科会小委員会報告」(『図書館雑誌』61(3)、p. 130-132、1967)
- 5) 前川恒雄「公共図書館基準論」(『図書館界』22(6)、pp. 230-236、1971)
- 6) 前川恒雄「「公立図書館の設置および運営の基準」作成の経過」(『図書館雑誌』67(10)、pp. 466-467、1973)
- 7) 前川恒雄『移動図書館ひまわり号』筑摩書房、1988、pp. 170-174
- 8) 裏田武夫「公共図書館発展の活路を求めて—望ましい基準作成の経過」(『丸善ライブラリーニュース』97、pp. 956-957、1974)

- 9) 「北日本地区委員会報告」(『研究調査報告書』全国公共図書館協議会、昭和49年度、pp.1-22、1975)
- 10) 浪江虔「“望ましい基準(案)”についての私見」(『図書館雑誌』72(1)、pp.13-14、1978)
- 11) 浪江虔「望ましい基準(案)と先進的図書館の実績と」(『図書館雑誌』71(3)、pp.124-127、1977)
- 12) 多田克之「“望ましい基準(案)”との比較は無意味」(『図書館雑誌』72(1)、pp.12、1978)
- 13) 多田克之「日本図書館協会に望む」(『図書館雑誌』72(3)、pp.111-112、1978)
- 14) 薬袋秀樹「公共図書館ネットワーク論の現状と課題」(『論集・図書館学研究の歩み』11、pp.120-165、1991)
- 15) 森耕一『図書館の話』至誠堂、1966.5(至誠堂新書 35)、334p.
- 16) 森耕一『図書館の話』改訂版、1969.7(至誠堂新書 35)、343p.
- 17) 森耕一『公共図書館』雄山閣出版、1976、pp.184-186
- 18) 森耕一「公立図書館の現状分析—貸出と購入冊数の関係」『図書館と出版文化—彌吉光永先生喜寿記念論文集』彌吉光永先生喜寿記念会、1977、pp.250-258
- 19) 森耕一「Ⅲ 図書館システム—基準と経済性」河野重男、伊藤俊夫編『社会教育の施設』(社会教育講座 4) 第一法規、1979、pp.168-182
- 20) 森耕一「図書館計画の考え方」藤岡貞彦編『社会教育の計画と施設』東洋館出版社、1980、pp.19-37
- 21) 日本図書館協会「公共図書館振興のための当面の諸方策(案)」(『図書館雑誌』66(7)、pp.302-306、1972)
- 22) 日本図書館協会編集『日本の図書館』1971年版、日本図書館協会、1972、179p.
- 23) 注6)の文献、pp.467
- 24) 武田英治氏(1973年当時、神奈川県教育長、その後、神奈川県立図書館長)からご教示いただいた。
- 25) 『昭和48年度全国図書館大会記録 高知県』昭和48年度全国図書館大会実行委員会事務局編、日本図書館協会、1974、pp.13-17、51-54、60-64
- 26) 「理事会」「評議員会」(『図書館雑誌』68(8)、pp.347-348、1974)
- 27) 日本図書館協会編『市民の図書館』1970、pp.117 図書館の基準は「現在の日本の図書館のうち、(中略)発展の循環へ転化した(中略)図書館を基本にし、外国の図書館基準を参考にして考えられるべきである」
- 28) 穴戸伴久「図書館法関係文献目録」『図書館法研究—図書館法30周年記念・図書館法研究シンポジウム記録』裏田武夫ほか、日本図書館協会、1980、pp.167-188
- 29) 図書館振興対策プロジェクトチーム『図書館政策の課題と対策—東京都の公共図書館の振興施策』1970、pp.5
- 30) 小林重幸「望ましい基準の算定方法の研究」(『図書館学会年報』2、pp.5-14、1955)
- 31) 蒲池正夫「公立図書館の設置および運営に関する基準案のできあがるまで」(『図書館雑誌』61(3)、pp.133-134、1967)
- 32) 小林重幸「公立図書館の基準問題について」(『図書館雑誌』58(6)、pp.286-288、271、1964)
- 33) 注16)の文献、p.286.
- 34) 日本図書館協会編『中小都市における公共図書館の運営—中小公共図書館運営基準委員会報告』日本図書館協会、1963、pp.200
- 35) 日本図書館協会編『小図書館の運営—小図書館運営研究委員会報告』1966、p.12、29、39-58
- 36) 東京都立日比谷図書館『東京都立図書館の整備充実計画』1969、pp.88